

各介護サービスを運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和2年度「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」算定のための処遇改善計画書等の提出について（通知）

介護保険サービスの適正な提供について、日頃、御尽力いただき誠にありがとうございます。

介護報酬に係る加算のうち「介護職員処遇改善加算」（処遇改善加算）及び「介護職員等特定処遇改善加算」（特定加算）については、他の加算とは異なり、毎年度、計画書等の事前提出が義務付けられています。

今般、加算取得に係る業務簡素化の観点から、別添「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和2年3月5日付老発0305第6号厚生労働省老健局長通知）のとおり、処遇改善加算と特定加算の様式が統合されました。

については、令和2年度分の処遇改善加算及び特定加算を取得する場合は、今般提示された統合様式により、下記提出期限までに計画書を提出いただきますようお願いいたします。

また、令和2年4月サービス提供分から加算を算定する場合又は算定区分に変更がある場合は、上記計画書とは別に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出する必要がありますので、併せてご承知願います。

記

1 「処遇改善計画書」の提出期限について

加算算定時期	提出期限（必着）
①令和元年度から引き続き加算を算定する場合	令和2年4月15日（水）
②令和2年4月から新たに加算を算定する場合	
③令和2年5月から新たに加算を算定する場合	令和2年4月15日（水）
④令和2年度途中（6月以降）で新たに加算を算定する場合	加算を取得しようとする月の前々月の末日

※ 介護職員処遇改善計画書の様式は、以下の長寿社会課HPよりダウンロードしてください。

※ 以下のページに、届出様式のほか、記入例を掲載しておりますので、内容をご確認ください。

※ 計画書の欄外に作成担当者様の氏名・連絡先を記載するか、名刺を添付してください。

【県長寿社会課HP】<http://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>

2 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出について

(1) 提出期限等

加算算定時期	提出期限（必着）
①令和元年度から引き続き加算を算定し、算定区分に変更がない場合	提出不要
②令和元年度から引き続き加算を算定し、算定区分に変更がある場合	令和2年4月15日（水）
③令和2年4月サービス提供分から加算を算定する場合	令和2年4月15日（水）
④令和2年5月～サービス提供分から加算を算定する場合	(施設系) 算定を開始する月の初日 (居宅系) 算定を開始する月の前月の15日 ※5月サービス提供分から算定する場合 (施設) 令和2年5月1日（金） (居宅) 令和2年4月15日（水）

(2) 留意点

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」以外の加算について変更がある場合については、「介護給付費算定に係る体制届出書」の提出期限は原則どおりです。

(施設) 算定を開始する月の初日

(居宅) 算定を開始する月の前月の15日

3 指定権者が鳥取県又は南部箕蚊屋広域連合である場合の提出先・問い合わせ先

担当	所在地	電話番号
中部総合事務所 福祉保健局地域福祉支援課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3128
西部総合事務所 福祉保健局福祉企画課	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	0859-31-9314
南部箕蚊屋広域連合 事務局	〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377-1	0859-39-6222
<u>県内複数圏域（東・中・西）において指定居宅（予防）・指定施設サービス事業所を開設している事業者のうち 法人本部が東部にある場合は、鳥取市に提出した報告書の写しを県長寿社会課にも郵送してください。</u>		
鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	0857-26-7175

※ 介護職員処遇改善加算等の事業計画書に関する御質問は、各提出先をお願いいたします。

※ 指定地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型又は通所型サービス）の届出先や届出に必要な書類等については、指定権者である市町村にお問い合わせください。

4 その他

今般示された国通知は、令和2年度の処遇改善加算及び特定加算に係る届出から適用されることから、令和元年度の両加算に係る実績報告書は、従来の様式で提出していただく必要がありますので、ご留意願います。